

# 「アルコール飲料管理法」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

## ●アルコール飲料管理法

### 第一条

本法令を「仏暦 2550 年アルコール飲料管理法令（プララーチャバンヤット・クワップクム・クルアンドゥーム・アルコーホー）」と呼ぶ。

### 第二条

本法令において、

「アルコール飲料（クルアンドゥーム・アルコーホー）」とは、酒類法に基づく酒類を意味し、向精神剤、法律に基づき罰せられる麻薬は意味しない。

「アルコール飲料中毒者（プー・ティット・クルアンドゥーム・アルコーホー）」とは、仕事、学習の義務遂行を損なう程度まで、もしくは近親者または周辺の者との関係を損なうまで心身の健康を害するほどにアルコール飲料を飲む者を意味する。ここに、その飲用は増量する形態にあり、飲用を止めた時には身体内のアルコール飲料欠乏の症状が出る形態にあるものとする。

「販売（カーイ）」とは、商業上の利益のための販売、配布、分与、交換、贈与を意味する。

「広告（コーサナー）」とは、その方法の如何を問わず、商業上の利益のために民衆にその内容を見る、聴くまたは知るようにする行為を意味し、マーケティング・コミュニケーションも意味する。

「マーケティング・コミュニケーション（ガーンスーサーン・ガーンタラード）」とは、商品、サービスの販売目的における種々の形態での、もしくは広報、情報公開、販売促進、商品展示、特別催事の開催または支援、及びダイレクトマーケティングの形態での行為、事業を意味する。

「内容（コークワーム）」とは、文字、絵、映画、光、音、記号によって明らかにする行為、もしくは一般の者が意味を理解できるようにする行為も意味する。

「ラベル（チャラク）」とは、商品もしくは商品の包装または梱包材に表示された、あるいは商品もしくは商品の包装または梱包材に差し挟められた、あるいは一緒になった商品に係る内容を明らかにする絵図、模様、紙もしくはその他の物を意味し、商品に組み合わせられた書類もしくは使用手引き、商品もしくは商品の包装または梱包材に貼付または表示された札も意味する。

「委員会（カナカマカーン）」とは、国家アルコール飲料政策委員会を意味する。

「管理委員会（カナカマカーン・クワップクム）」とは、アルコール飲料管理委員会を意味する。

「事務局（サムナックガーン）」とは、アルコール飲料管理委員会事務局を意味する。

「係官（パナックガーンジャオナーティー）」とは、本法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「事務局長（プーアムヌアイガーン）」とは、アルコール飲料管理委員会事務局長を意味する。

「局長（アティボディー）」とは、疾病管理局長を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

#### 第四条

保健大臣が本法令の主務大臣となり、本法令に基づく執行のために係官任命、省令、規則及び告示の制定権限を有する。

省令、規則、告示は官報で公示された時に施行することができる。

#### 第一章

#### 国家アルコール政策委員会

#### 第五条

以下から構成される「国家アルコール飲料政策委員会」と呼ぶ委員会を一委員会設置する。

(一) 内閣総理大臣もしくは内閣総理大臣が委任した副総理大臣を委員長、

(二) 保健大臣を副委員長、

(三) 総理府次官、財務省次官、社会開発・人間保障省次官、運輸省次官、商業省次官、内務省次官、法務省次官、文化省次官、教育省次官、保健省次官、及び国家経済社会開発委員会事務局長を地位に基づく委員、

(四) 内閣が社会福祉、医療、心理学、法律、経済学、教育、宗教またはマスコミ学で知識、能力及び経験のある者から一分野につき一人以下を任命した計五人以下の有識者委員、

(五) 内閣がアルコール飲料消費の低減及び中止の支援及び運動に係る事業、もしくは児童及び青少年の権利保護に係る事業に携わる非営利の民間団体によりノミネートされた者から任命する八人以下の民間団体代表委員。このとき児童及び青少年の権利保護に係る事業に携わる民間団体の代表は二人とする。ここに大臣が定めた規則に従う。

疾病局長を委員兼書記とし、事務局長を委員兼副書記とする。

#### 第六条

第五条(四)および(五)に基づく委員は以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

(一) タイ国籍を有する。

(二) 無能力者もしくは準無能力者ではない。

(三) 確定判決で禁固刑を受けたことがない。ただし刑の執行後二年以上が経過している、もしくは過失罪または軽犯罪を除く。

(四) アルコール飲料に関係する事件で有罪の判決を受けたことがない、もしくは有罪判決を受けたが刑の執行から五年以上が経過している。

(五) 政治的地位にある者、地方議会議員または地方行政者、政党の委員または責任ある地位にある者、政党顧問、もしくは政党職員ではない。

(六) アルコール飲料事業者ではない、もしくはアルコール飲料に係る事業に利害関係のある

者ではない。

(七) アルコール飲料中毒者ではない。

#### 第七条

第五条（四）及び（五）に基づく委員は一期三年の任期を有し、退任した委員は再任されることができが連続二期までとする。

第一段の任期に基づき委員が退任した場合、九〇日以内に新委員を任命する。新委員の任命がまだなされていない間は、任期に基づき退任した委員が新委員の就任があるまで引き続き任に留まる。

#### 第八条

任期に基づき退任のほか第五条（四）および（五）に基づく委員は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 内閣が解任した。
- (四) 第六条に基づく資格を欠いた、もしくは禁止様態にある。

第五条（四）および（五）に基づく委員が任期満了前に退任した場合、それに代わる委員を任命する。ただし残った委員の任期が九〇日に満たない場合、及び代わりの委員が任命されていない間は、残りの委員が以後任務を果たす。

#### 第九条

第五条（四）及び（五）に基づく委員の任期がまだある間に、新たに第五条（四）および（五）に基づく委員の任命がある場合、それが増員であっても、退任した委員に代わる任命であっても、新たに任命された委員の任期はすでに任命されていた委員の残り任期と同じとする。

#### 第一〇条

委員会の会議は全委員数の半分以上の出席をもって成立する。

委員長を会議の議長とし、委員長が会議に出席しない、もしくは任務を果たせない場合は副委員長が会議の議長となる。副委員長も欠席もしくは任務を果たせない場合は、出席した委員が一人の委員を互選し、議長とする。

会議の決定は多数決による。委員一人は一票を有し、票数が同じであるときは議長が決定票を投じる。

#### 第一一条

委員会は以下の権限義務を有する。

- (一) 大臣に提出するため、種々の対策に係るアルコール飲料政策、計画及び管理、アルコー

ル飲料中毒者の治療及びリハビリを定める。

(二) 管理委員会及び大臣に対し(一)に基づく政策、計画及び対策に係るアドバイスをなす。

(三) 管理委員会の業務を評価及び検査する。

(四) 本法令もしくは他の法律が規定したところに基づく、または大臣が委任したところに基づく他の遂行。

## 第一二条

委員会は小委員会もしくは作業チームを任命し、委員会の委任に基づき遂行させる権限を有する。

第一〇条の規定を小委員会もしくは作業チームの会議に準用する。

## 第二章

### アルコール飲料管理委員会

## 第一三条

以下から構成する「アルコール飲料管理委員会」と呼ぶ委員会を一委員会設置する。

(一) 保健大臣を委員長、

(二) 保健省次官を副委員長、

(三) 基礎教育委員会事務局長、職業教育委員会事務局長、高等教育委員会事務局長、最高検察庁長官、警察庁長官、陸運局長、統治局長、医療局長、宗教局長、品行局長、広報局長、児童・青少年保護局長、地方行政振興局長、物品税局長、精神衛生局長、消費者保護委員会事務局長、食品・薬事委員会事務局長、児童・青少年・機会に恵まれない者・身障者・高齢者福祉保護振興事務局長、民間教育振興委員会事務局長、バンコク都庁次官、及び健康促進支援基金事務局長を地位に基づく委員、

(四) 内閣が社会福祉、医療、心理学、法律、経済学、教育、宗教またはマスコミ学で知識、能力及び経験を有する者から一分野につき一人以下を任命した計三人以下の有識者委員、

(五) 内閣がアルコール飲料消費の低減及び中止の支援及び運動に係る事業に携わる非営利の民間団体により選出された者から任命する三人以下の民間団体代表委員。このとき大臣が定めた規則に従う。

疾病局長を委員兼書記とし、事務局長を委員兼副書記とする。

## 第一四条

第六条、第七条、第八条、第九条及び第一〇条の規定を管理委員会に準用する。ただし第八条(三)に基づく権限は大臣の権限とする。

## 第一五条

管理委員会は以下の権限を有する。

(一) 委員会に対し種々の対策に係るアルコール飲料政策、計画及び管理、アルコール飲料中毒者の治療及びリハビリを提言する。

(二) ラベルに係る原則、方法及び要件、製造もしくは輸入するアルコール飲料について警告内容を定める。

(三) アルコール飲料販売時間、アルコール飲料販売禁止場所、禁止するアルコール飲料販売の方法および形態、アルコール飲料消費を禁止する場所もしくはスペース、及びアルコール飲料広告として使用するその他の物について大臣に意見を具申する。

(四) アルコール飲料中毒者の治療もしくはリハビリにおける原則、方法及び要件を定める。

(五) 本法令に基づく執行のための省令、告示及び規則において大臣に意見を具申する。

(六) アルコール飲料管理に係る官民機関に対するアドバイス及び連絡、アルコール飲料消費による影響の防止策、及びアルコール飲料中毒者の治療及びリハビリ対策の提言。

(七) 本法令に基づく審査を構成するために公務機関、国家機関、国営企業もしくは地方公務機関の公務員、職員または雇員、あるいはいずれかの者に事実関係または意見を示すよう、あるいは書類またはデータを送付するよう促す。

(八) 本法令が規定したところに基づく、または委員会の決定に基づく他の遂行。

#### 第一六条

管理委員会は小委員会もしくは作業チームを任命し、管理委員会の委任に基づき遂行させる権限を有する。

第一〇条の規定を小委員会もしくは作業チームの会議に準用する。

#### 第一七条

バンコク都知事を委員長、バンコク都庁次官を副委員長、首都警察司令部代表、広報局代表、物品税局代表、都社会開発事務所長、バンコク都教育区事務所長、都教育局長、都医療局長、及び事務局長を委員、社会福祉、医療、心理学及び法律面で知識、能力、経験を有する者の中からバンコク都知事が一分野につき一人任命する有識者委員四人からなるバンコク都アルコール飲料管理委員会を設置する。

都衛生局長を委員兼書記とする。バンコク都アルコール飲料管理委員会は都衛生局の職員から二人以下を書記補に任命することもできる。

#### 第一八条

県知事を委員長、県知事から委任された副知事を副委員長、県警察本部長、物品税管区長、県公共災害防止軽減事務所長、県教育管区事務所長、県広報官、疾病防止管理事務所長、県知事が任命した県内の地方行政機構代表四人以下を委員、社会福祉、医療、心理学及び法律面で知識、能力、経験を有する者の中から県知事が一分野につき一人任命する有識者委員四人からなる県ア

ルコール飲料管理委員会を設置する。

県保健官を委員兼書記とする。県アルコール飲料管理委員会は県保健事務所の職員から二人以下を書記補に任命することもできる。

#### 第一九条

第六条、第七条、第八条及び第九条の規定を第一七条及び第一八条に基づく有識者委員の就任、退任、補選任命、任務遂行に準用する。ただし第八条（三）に基づく大臣の権限はバンコク都知事もしくは県知事の権限とする。

#### 第二〇条

第一〇条及び第一二条の規定をバンコク都アルコール飲料管理委員会及び県アルコール飲料管理委員会の小委員会もしくは作業チームの会議及び任命に準用する。

#### 第二一条

バンコク都アルコール飲料管理委員会及び県アルコール飲料管理委員会はバンコク都内もしくは県内において以下の権限及び義務を有する。

（一）管理委員会に対するアルコール飲料管理及びアルコール飲料中毒者の治療及びリハビリにおける種々の対策に係る意見具申。

（二）アルコール飲料の製造、輸入、販売、広告及び消費の管理に係る官民機関に対するアドバイス及び連絡、アルコール飲料消費による影響の防止策、及びアルコール飲料中毒者の治療及びリハビリ対策の提言。

（三）児童及び青少年がアルコール飲料にアクセスしないよう監視及び防止するための遂行方針を定める。

（四）アルコール飲料消費の低減及び中止における委員会の政策と一致させるための遂行方針を定める。

（五）アルコール飲料消費の低減及び中止に係る対策を追跡、評価及び検査し、その結果を管理委員会に報告する。

（六）委員会もしくは管理委員会の委任に基づく他の遂行。

#### 第二二条

本法令に基づく任務遂行において、委員及び小委員会委員を刑法典における捜査官とする。

### 第三章

#### アルコール飲料管理委員会事務局

#### 第二三条

保健省疾病管理局内に「アルコール飲料管理委員会事務局」を置く。  
事務局の公務遂行において監督し、責任を有する事務局長を置く。

#### 第二四条

事務局は以下の権限義務を有する。

- (一) 委員会及び管理委員会の事務を司る。
- (二) アルコール飲料に係る諸問題の学術調査、分析及び研究。
- (三) アルコール飲料管理及びアルコール飲料中毒者の治療及びリハビリに係るバンコク都アルコール飲料管理委員会、県アルコール飲料管理委員会、官公庁、関係官民機関との連絡及び協力。
- (四) アルコール飲料に係る情報センターとなる。
- (五) 関係官民機関のアルコール飲料管理及びアルコール飲料中毒者の治療及びリハビリにおける諸政策、計画及び対策に基づく学術調査、分析、研究、追跡、評価の結果を収集し、委員会及び管理委員会に報告する。
- (六) 委員会もしくは管理委員会が委任したところに基づくその他の遂行。

#### 第四章

##### アルコール飲料管理

#### 第二五条

アルコール飲料製造者もしくは輸入者は以下を遂行する。

- (一) アルコール飲料の製造者もしくは輸入者は、省令で定められた原則・方法及び要件にアルコール飲料の容器が従うようにする。
- (二) 製造もしくは輸入するアルコール飲料に対し、管理委員会が官報公示により定めた原則・方法及び要件に従い、ラベル、警告内容を有するようにする。
- (三) その他の件については管理委員会が官報公示により定めたところに従う。

#### 第二六条

以下の場所でアルコール飲料を販売するのを禁じる。

- (一) 寺院もしくは宗教儀式がなされる場所。
- (二) 国の保健所、病院法に基づく病院、及び医薬法に基づく薬局。
- (三) 役所。ただし店もしくはクラブ（サモーション）のスペースは除く。
- (四) 宿泊寮法に基づく寮。
- (五) 国家教育法に基づく教育機関。
- (六) 燃料油管理法に基づく燃料油サービス所、もしくは燃料油サービス所と接続したスペース内の店舗。



(七) 管理委員会の助言により大臣が布告規定したその他の場所。

## 第二七条

管理委員会の助言により大臣が布告規定した日時外にアルコール飲料を販売することを禁じる。

第一段の規定は酒類法に基づく許可を得た販売者に対する製造者、輸入者、もしくは製造者または輸入者の代理人の販売には適用しない。

## 第二八条

満二〇歳未満であることを自ら知る者、もしくは酩酊者にアルコール飲料を販売することを禁じる。

## 第二九条

以下の方法もしくは形態でアルコール飲料を販売することを禁じる。

(一) 自動販売機の使用。

(二) 移動販売。

(三) 値引き、配布、付録、贈与、もしくはアルコール飲料またはその他の商品との交換、あるいは別様のサービス提供。

(四) 競技会、公演の観賞、サービス、景品、懸賞の提供における権利、もしくはアルコール飲料購入者または交換、引き換え販売にアルコール飲料に係るパッケージ、ラベルもしくはその他の物を持参する者に対する報酬であるその他の特典の供与または誘引。

(五) アルコール飲料のサンプルとして、もしくはアルコール飲料消費を公衆に誘引する形態でのアルコール飲料配布。

(六) 管理委員会の助言により大臣が布告規定するところにしたがった他の方法もしくは形態による販売。

## 第三〇条

以下の場所、もしくはスペースにおけるアルコール飲料の消費を禁じる。

(一) 寺院もしくは宗教儀式がなされる場所。ただし宗教儀式の一部をなす場合はその限りではない。

(二) 国の保健所、病院法に基づく病院、及び医薬法に基づく薬局。ただしプライベートな宿泊所として用意されたスペースはその限りではない。

(三) 役所。ただしプライベートな宿泊所として用意されたスペース、クラブ、もしくは慣習に基づく宴会はその限りではない。

(四) 国家教育法に基づく教育機関。ただしプライベートな宿泊所として用意されたスペースはその限りではない。

(五) 燃料油管理法に基づく燃料油サービス所、もしくは燃料油サービス所と接続したスペース内の店舗。

(六) 管理委員会の助言により大臣が布告規定したその他の場所。

### 第三一条

以下において、アルコール飲料もしくはアルコール飲料の名称または商標を広告することを禁じる。

(一) 印刷物、テープもしくは映像、ラジオ、テレビ、電子媒体、広告看板、もしくは管理委員会の助言により大臣が布告規定したところに基づく広告として利用できるその他の物における広告。

(二) 公衆にアルコール飲料の名称もしくは商標だと理解させる目的での娯楽場または公演、演芸、コンテスト、競技会、サービス提供、人の使用、もしくはその他の事業での広告。

第一段の規定はテレビまたは電子媒体上の外国からの番組生中継に現われる広告、及び王国での販売だけを目的としない外国で印刷された印刷物におけるアルコール飲料広告には適用しない。

### 第三二条

アルコール飲料の商標をその商品の商標として使った商品の広告を禁じる。

第一段の規定はアルコール飲料の名称もしくは商標を切りとって、または付加してその商品の商標とし、アルコール飲料の広告として理解が生じるような商品広告にも適用する。

### 第三三条

アルコールの含有がない他の製品、もしくはアルコール飲料とは関係ない製品にアルコール飲料の商標を示して広告することを禁じる。

### 第三四条

アルコール飲料の製造者、輸入者もしくは販売者の会社、店の商号または商標を流布させるような形態で広告することを禁じる。

## 第五章

アルコール中毒者の治療もしくはリハビリ

### 第三五条

アルコール中毒者もしくは親族、グループ、あるいはアルコール中毒者の治療またはリハビリの目的を有する官民機関は、治療またはリハビリのため事務局からの支援を求めることができる。ここに管理委員会が定めた原則、方法及び要件に従う。

## 第六章

### 係官

#### 第三六条

本法令に基づく任務遂行において、係官は以下の権限義務を有する。

(一) 本法令遵守を検査するためにアルコール飲料の製造者、輸入者または販売者の勤務地、アルコール飲料の製造、輸入または販売所、アルコール飲料の保管所にその場所の勤務時間内に立ち入り、乗物を立入検査する。

(二) 本法令に違反した、もしくは従わない製造者、輸入者または販売者のアルコール飲料を押収または差し押さえる。

(三) 召喚状によっていずれかの者に証言させる、もしくは審査のため書類または何らかの物品を提出させる。

#### 第三七条

本法令に基づく任務遂行において係官は許可取得者または関係者に身分証を提示しなければならない。

係官の身分証は大臣が布告規定した様式に従う。

#### 第三八条

第三六条に基づく係官の任務遂行において、関係者は相当の便宜を供する。

#### 第三九条

本法令に基づく任務遂行において係官は刑法典に基づく捜査官とする。

## 第七章

### 罰則規定

#### 第四〇条

アルコール飲料の製造者または輸入者で第二五条に従わない者は、一年以下の禁固、もしくは二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四一条

第二六条または第二七条に違反してアルコール飲料を販売する者は、六ヶ月以下の禁固、もしくは一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四二条

第二八条または第二九条（一）に違反してアルコール飲料を販売する者は、一年以下の禁固、もしくは二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四三条

第二九条（二）（三）（四）（五）または（六）への違反者は、六ヶ月以下の禁固、もしくは一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四四条

第三〇条への違反者は、六ヶ月以下の禁固、もしくは一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四五条

第三一条への違反者は、一年以下の禁固、もしくは一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一段に基づく刑罰に加えて、違反者は違反期間にわたって、もしくは是正するまでの期間にわたって一日当たり一万バーツの罰金に処する。

#### 第四六条

第三二条、第三三条または第三四条への違反者は、六ヶ月以下の禁固、もしくは五万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一段に基づく刑罰に加えて、違反者は違反期間にわたって、もしくは是正するまでの期間にわたって一日当たり五〇〇〇万バーツの罰金に処する。

#### 第四七条

第三六条（一）または（二）に基づく係官の任務遂行に反対または妨害する者は、一年以下の禁固、もしくは二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

相当の事由なく第三六条（一）に基づき証言に来なかった、もしくは証言しなかった、あるいは第三六条（三）に基づく提出時に係官に書類または他の物品を提出しなかった者は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第三八条に基づき係官に便宜を供しなかった者は、二〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

#### 第四八条

本法令に基づく違法行為において、管理委員会は略式命令を下す権限を有し、管理委員会は小委員会、捜査官または係官に略式命令手続を取ることを委任する権限を有する。このとき管理委員会は相当との判断に従い委任された者に対し略式命令における原則、もしくは何らかの要件を

定めることができる。

捜査において捜査官がいずれかの者に本法令への違法行為があり、その者が略式命令に承諾した場合、捜査官はその者が略式命令に承諾を示した日から七日以内に管理委員会、もしくは管理委員会が略式命令権限を委任した者にその件を送致する。

違法行為者が略式命令に従い科料を支払った時、刑事訴訟法典に基づき事件が終結したものとみなす。

(おわり)